令和3年度第2回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

- 1 日 時 令和3年(2021年)6月11日(金) 13:30~16:30
- 2 場 所 長野県庁西庁舎 301 号会議室
- 3 内容
 - 〇 議事
 - (1) 諏訪都市計画道路 3・4・20 号諏訪バイパス沖田大和線 下諏訪都市計画道路 3・4・6号 高木東山田線 環境影響評価準備書について(第2回審議)
 - (2) その他
- 4 出席委員(五十音順、敬称略)

井 田 秀 行

梅 崎 健 夫 (委員長職務代理者(正))

大 窪 久美子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝(委員長)

北 原 曜

陸斉

佐々木 邦 博

鈴木啓助

高木直樹

富樫 均

中村寛志中村雅彦

山 室 真 澄(委員長職務代理者(副))

5 欠席委員(五十音順、敬称略)

野見山 哲 生

6 その他

井田委員、梅崎委員、大窪委員、陸委員、鈴木委員、中村寛志委員、中村雅彦委員及び山室委員はウェブ会議システムの利用により出席した。

事務局 伊東

(県環境政策課)

ただいまから、令和3年度第2回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。 本日の委員会開催にあたりまして、あらかじめお願い申し上げます。

報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせて いただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に、本日の欠席委員を御報告いたします。野見山委員からは、都合により欠席する旨の御連絡をいただいております。また、井田委員からは遅れて出席される旨の、鈴木委員からは16時15分を目途に途中退席される旨の御報告をいただいております。

本日、ウェブ会議システムを利用して御参加いただいているのは、井田委員、梅崎委員、大窪委員、陸委員、鈴木委員、中村寛志委員、中村雅彦委員、山室委員の8名で、 それぞれ事前に通信状態をチェックし、審議に支障ない旨を確認しております。

以上、条例第 37 条第 2 項に規定する委員の過半数に出席いただいておりますので、 委員会が成立していることを御報告申し上げます。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページで公表します会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくよう御協力をお願いします。

中央に設置した黒いスピーカーマイクで拾った音声が、オンライン参加の皆様に届きますので、会場の皆様は、やや大きめで明瞭な発言をお願いします。

また、オンライン参加の皆様につきましては、御発言いただく時以外は音声をミュートにしていただくようお願いします。音声が聞き取り難い場合など審議に支障があれば、その旨御発言いただくか、事務局までチャットでお伝えください。よろしいでしょうか。

それでは、条例の規定により委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷 委員長、議事の進行をお願いします。

片谷委員長

委員の皆様方、御多忙の中お集まりいただきありがとうございます。

なるべくスピーディーに進めてまいりたいと存じますので、御協力のほどよろしくお願いします。

では、本日の会議の進行予定と配布資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局 中島

(県環境政策課)

事務局から、本日の会議予定及びお手元の資料について、簡単に説明します。

まず会議の予定ですが、次第に記載のとおり、議事(1)として、諏訪都市計画道路 3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線 下諏訪都市計画道路 3・4・6号高木東山田 線 環境影響評価準備書についての2回目の審議をお願いします。

本日の審議事項は以上の1項目であり、その他の議事を含めて概ね16時30分を目途に会議を終了いただきたいと存じます。

次に、本日の会議資料ですが、次第に記載の資料を配布しています。

資料1は、諏訪都市計画道路 3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線 下諏訪都市計画道路 3・4・6号高木東山田線 環境影響評価準備書について、前回の委員会で頂戴した御意見及び追加の御意見に対する事業者の見解をまとめたものであり、補足資料として資料1-1から資料1-3が用意されています。なお、資料1-3には希少種の営巣位置が示されていますので、非公開資料としていますが、報道の方や傍聴者の皆様のお手元には、営巣位置が特定されないよう位置関係を示した地図部分を白紙にしたものを別途公開版としてお配りしています。

また、会場の委員のお手元には準備書と準備書要約書も用意しています。オンライン 参加の皆様には、過日送付しました準備書等の電子データを適宜御覧いただければと存 じます。

なお、5月26日に井田委員に現地を御確認いただきましたので御報告申し上げます。 これで委員の皆様全員が現地を御覧になったことになります。

最後に、本日の議事の審議方法についてですが、希少野生動植物の個別生息生育場所

や、それらが類推できる情報を明示して審議する必要がある場合は、審議を非公開として検討いただく必要があります。非公開情報を示して議論する必要がある場合には、それぞれ議事の最後にまとめて審議いただくように運営をお願いします。非公開審議の必要性は、委員及び委員長の判断により御指示いただくようお願いします。

非公開情報の審議の際には、傍聴の方や報道関係者の皆様には御退室いただき、進行に御協力いただくようお願いします。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

今の事務局からの説明につきまして、御質問等はあるでしょうか。

事務局の説明にもありましたが、井田委員には先月現地に行っていただいたということで、ありがとうございました。委員全員が現地を視察したということで、長野県では従来からそれが当然のこととして行われてきていますが、他の地方公共団体のアセス審査の場では、委員全員が現地を視察しているところはほとんどありません。長野県の技術委員会は、現地を見た上で審議をしているということが特徴でもありますし、今後もぜひ続けていただきたい点ですので、事務局にお願いしておきたいと思います。

本日の審議は、諏訪都市計画道路 3・4・20 号諏訪バイパス沖田大和線 下諏訪都市計画道路 3・4・6号高木東山田線 環境影響評価準備書の1案件ですが、ボリュームのある審議ですので、スピーディーな進行に御協力をお願いします。

非公開資料の中の特定の種の特定の生息場所等に関する議論が必要な場合は、事前に 御指摘いただくようにお願いします。非公開審議に関しては、できる限り最後にまとめ て行いたいと思いますので、御協力をお願いします。

では、審議に入ります。事業者の皆様方、本日は御多忙の中、技術委員会に御出席く ださりありがとうございます。さっそくですが、事業者の代表の方から一言いただいた 上で、御担当の方から資料の御説明をお願いします。

都市計画決定権者 河原 (県都市・まち

づくり課)

資料の説明の前に、都市計画決定権者として一言御挨拶させていただきます。

前回の委員会におきましても御説明させていただきましたが、この道路事業につきましては、対象区間を都市施設として定める予定であるため、方法書以降の環境影響評価に係る手続きは、都市計画決定権者である長野県が都市計画手続と併せて事業者の代わりに行うこととしています。

一方で、環境影響評価に関する調査の実務につきましては、事業者である国土交通省 関東地方整備局が行うこととしています。このため、本日の説明も国土交通省長野国道 事務所より行っていただきます。

環境影響評価の手続きにつきましては、事業者の国土交通省より計画段階配慮書の手続きが行われ、平成28年7月に計画段階配慮書が公表となっています。また、平成29年10月26日に方法書についての知事意見をいただき、その後、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、環境影響評価を実施して、準備書をまとめており、内容につきましては前回御説明させていただきました。

準備書に関する意見につきましては、今月9日までを受付期間としまして、都市計画に関する意見と合わせて260余りの御意見を頂戴しております。この御意見の要旨及び見解につきましては、現在取りまとめを行っていて、次回以降の技術委員会で御説明させていただければと思っています。

当委員会の皆様には、専門的なお立場から御意見やアドバイスをいただき、環境影響評価書に反映してまいりたいと思います。どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、資料について、事業者である長野国道事務所より御説明させていただきま す。

事業者 中村

私、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所道路計画推進室の中村と申します。説明させていただきます。

(長野国道事務 資料1につい

資料 1 について説明いたします。説明は、事後回答がある御意見に対して実施いたし

2

所)

ます。

事後回答があるのは資料1のオレンジ色になっている御意見です。

資料 1 No. 2 の御意見について説明いたします。No. 2 は、前回審議において山室委員より頂いた御意見です。「断層帯に配慮した設計施工方法の検討に際して、地質調査等を実施する旨を明記いただきたい。」という御意見でした。

回答といたしましては、いただきました御指摘を踏まえ、評価書に「今後、詳細な地 質調査を行うこと」を追記いたします。

No. 3の御意見について説明いたします。No. 3は、審議後の追加意見として山室委員より頂いた御意見です。「3ルートのメリット・デメリットを比較する際に、断層帯の影響を明らかにして住民意見を聞くべきであったのではないか。既存の工法では安全が担保されない活断層が見つかった場合、現ルート以外の残りの2ルートにより、再度準備書を作るのか。」という御意見です。

回答といたしましては、3ルート比較では、どのルートにおいても断層帯の近隣を通過するものであり、何れの場合においても事業実施段階において詳細な地質調査を行い、設計や施工方法等に反映していく必要があるため、メリット・デメリットの記載を行っていません。また、調査結果の公開時期は現段階では未定ですが、事業実施段階において詳細な地質調査を行い、詳細設計を実施する段階において、必要に応じて専門家の意見をお伺いしながら検討していくこととなります。

No. 6の御意見について説明いたします。No. 6は、審議後の追加意見として富樫委員より頂いた御意見です。「地下水への影響予測では、個人の地下水利用(井戸や湧水)の現状に関する情報がないため、個人井戸等の地下水利用の実態について調査し、環境影響予測評価並びに事後調査計画に反映されたい。」という御意見です。

回答といたしましては、地下水の状況については、既存資料で確認できるもので把握しており、一般住居の井戸は、事業実施段階で詳細に把握していき、事業実施段階で確認された井戸や湧水については、事業実施段階で改めて実施する詳細な地質調査結果も含めて、道路詳細設計に反映し、必要な対策について検討していきます。

No. 9の御意見について説明いたします。No. 9は、前回審議において山室委員より頂いた御意見です。「準備書に記載の水質のダイアグラムを確認すると、角間川と地下水観測孔の水質が同質と捉えられることから、角間川はほとんど浅い地下水で涵養されており、水道水も実は浅い地下水が水源である可能性があるため、水道水源の影響について再整理いただきたい。」という御意見でした。

回答といたしましては、準備書の記載を説明させていただきます。水道水源として確認している5箇所のうち、地点1~3-2 は沖積低地内の深度 43~100mの井戸です。4 は承知川中流域の実施区域よりも上流側の岩盤からの湧水です。5 は岩盤から取水する深度 110mの井戸です。これらの5箇所は、いずれも高橋の水文学的方法によるトンネル集水範囲外に位置し、広く大きな帯水層となる沖積層から取水する井戸(1~3-2)、実施区域の上流側に位置する岩盤中からの湧水(4)、実施区域の下流側に位置する山裾の深部を流動する山地地下水(5)から取水する深井戸です。よって、事業実施により、水道水の水源の水位はほとんど変化しないと予測しています。

No. 10 の御意見について説明いたします。No. 10 は、前回審議において鈴木委員より頂いた御意見です。「トンネル工事による湧水の変化や濁水の発生という記載から、トンネルの深さに水が流れていることになり、必ず地下水、もしくは河川水にも影響があるはずである。酒蔵群の水源について、なぜ河川水と温泉源泉の混合のみで説明されているのか、理解できない。」という御意見でした。

回答といたしましては、酒蔵の水源に対する予測結果について補足説明させていただきます。酒蔵の水源は、8.0~15.9mの浅井戸で沖積堆積物又は扇状地堆積物中から取水しています。そしてその水質は、角間川の伏流水と地下深部から湧出する温泉源泉の水との混合である点は準備書に記載したとおりです。資料 1-1 を説明させていただきます。トンネルを掘る高さに水が流れているなら河川水にも影響が出るとの御指摘につきましては、資料 1-1 のとおり、角間川自体は事業実施区域の上流側にかなり大きな流域

を有しており、上流から大量の伏流水が流下すると考えられます。一方で、事業実施区域は角間川を橋梁で渡河する計画であり、トンネルはほぼ岩盤部に計画され、角間川の伏流水が流下すると考えられる川沿いの岩屑堆積物や谷底堆積物はトンネル構造ではなく、角間川の伏流水を遮断しないと考えられます。以上のことから、酒蔵水源の水位はほとんど変化しないと予測されます。

No. 12 の御意見について説明いたします。No. 12 は、審議後の追加意見として鈴木委員より頂いた御意見です。「ヘキサダイアグラムについて単位を記載されたい。」という御意見でした。

回答といたしましては、頂きました指摘を踏まえ、評価書ではヘキサダイアグラムに 単位を記載します。

No. 13 の御意見について説明いたします。No. 13 は、審議後の追加意見として鈴木委員より頂いた御意見です。「菱形の図を全てトリリニアダイアグラムと記述しているが、菱形だけなのでキーダイアグラムと訂正すること。」という意見でした。

回答といたしましては、頂きました御指摘を踏まえ、評価書を修正いたします。

No. 14 の御意見について説明いたします。No. 14 は、審議後の追加意見として富樫委員より頂いた御意見です。「地下水への影響予測は不確実性を伴う場合が多いため、事後調査については、工事前から工事中、工事後、供用後に至るまで自記水位計による連続観察を基本にされたい。」という御意見でした。

回答といたしましては、事業実施段階での調査や現地条件を踏まえ、モニタリング計画は改めて検討し、必要な箇所については自記水位計による連続観測を実施いたします。

No. 15 の御意見について説明いたします。No. 15 は、審議後の追加意見として富樫委員より頂いた御意見です。「準備書には諏訪湖の成因には諸説があるとあるが、湖の成因は自然環境保全のための基本情報として重要であるため、諸説の具体的内容と、それぞれの説の出典を示されたい。」という御意見でした。

回答といたしましては、準備書 11-7-9 ページに示している、出典である「諏訪湖のあゆみ」の記載の内容を活用しています。 資料 1-2 として「諏訪湖のあゆみ」の抜粋資料を配布しています。 資料 1-2 では成り立ちの諸説が記載されており、準備書には、それらの諸説を抜粋して記載しています。

No. 16 の御意見について説明いたします。No. 16 は、審議後の追加意見として富樫委員より頂いた御意見です。「下諏訪第一トンネル区間では、既存文献で知られている活断層と並走に近いほどの低角度で断層を横断する区間があり、計画ルートの線形と上記説明の整合性が取れていないため、矛盾がないように補足の説明を加えられたい。」という御意見でした。

回答といたしましては、下諏訪第一トンネル起点側については、トンネル構造以外で 断層帯と並走となっていますが、断層以外の様々なコントロール条件から下諏訪第一ト ンネル付近で、一部低角度で断層を横断しています。

No. 17 の御意見について説明いたします。No. 17 は、審議後の追加意見として富樫委員より頂いた御意見です。「活断層の断層面を横断する道路やトンネルが、断層の活動時に被る変位(食い違いや変形)等への対策や配慮については不明であるため、分かりやすく説明を加えられたい。」という御意見でした。

回答といたしましては、事業実施段階において、詳細な地質調査を行い、調査結果を 踏まえた詳細設計で、必要に応じて専門家等の意見をお伺いしながら必要な対策を含め た詳細な構造、施工方法を検討していく予定です。

No. 18 の御意見について説明いたします。No. 18 は、前回審議において中村寛志委員より頂いた御意見です。「動物の予測対象種 62 種のうちアオバズク 1 種を予測しているが、保全措置に入れるか否かの改変割合の基準はどれくらいか。」という御意見でした。

回答としては、動物の予測評価にあたっては、準備書 11-9-69 ページ及びそれ以降のページに示すとおり、種毎に主な生息環境の改変面積(改変割合)を算出し、直接改変に伴う影響の程度を予測しています。資料 1-3 では、動物の改変割合の考え方やアオバ

ズクの営巣地の詳細について示します。動物の改変率による影響の程度の判断基準については、生息環境の改変割合で判断いたします。生息環境の改変に伴う影響の程度については、約3割という改変割合の目安値を設定した上で、種毎の生態等に応じて専門家に意見をお伺いしながら予測しています。予測の結果、生息環境は保全されない、または保全されない可能性がある、と予測された種を対象に環境保全措置を検討しています。猛禽類に関しては、生息環境の改変割合に加え、営巣地の消失、営巣中心域の消失・縮小や、高利用域の分断又は改変について同様に約3割という改変割合の目安値を設定した上で、種毎の生態等に応じて専門家に意見をお伺いしながら予測しています。食草に関係する昆虫類に関しては、生息環境の改変割合に加え、食草の個体数または植生の改変について同様に約3割という改変割合の目安値を設定した上で、種毎の生態等に応じて専門家に意見をお伺いしながら予測しています。なお、環境保全措置を検討する上で、改変割合の目安値は、既存資料を参考に専門家に意見を伺いながら設定いたしました。

次に、アオバズクに対する建設機械の稼働に伴う騒音による影響の程度の判断基準については、営巣地から明かり部までの距離から目安値を設定しています。アオバズクについては、明かり部から 150mの範囲を目安にして、範囲内に営巣地が存在する場合、保全されない可能性があると予測しています。なお、環境保全措置を検討する距離の目安値は、対象種の生態や他事例を参考に、専門家に意見をお伺いしながら設定いたしました。

No. 19 の御意見について説明いたします。No. 19 は、審議後の追加意見として陸委員より頂いた御意見です。「人と自然との触れ合いの活動の場(以下、人触れの場)について、一つ目は、個々の人触れの場を個別に評価するだけではなく、多数の人触れの場が同時に影響を受け続けるのを避ける等、広域圏全体としての影響回避・低減をどのように考えているか。二つ目は、工事用車両は霧ヶ峰高原方面への主要なアクセス道路を全て利用するため、霧ヶ峰高原まで諏訪地域の主要な人触れの場として追加で影響を評価する必要があり、諏訪湖周辺から霧ヶ峰高原へのアクセシビリティーを悪化させない措置についてどのように考えているか。」という御意見です。

一つ目の回答としては、個別の地点に記載している「付け替え道路」や「迂回路の確保等」の保全措置を実施することで、広域圏全体の影響回避・低減につながると考えています。

二つ目の回答としては、調査地点は、技術手法に基づき、計画路線から 500m以内のものを選定して、調査、予測、評価を実施しています。霧ヶ峰高原は、500m以遠に位置するため、調査、予測、評価の対象としていません。霧ヶ峰高原に行くアクセスルートは機能を確保し、工事用車両は分散を図る環境保全措置を実施していきます。

No. 20 の御意見について説明します。No. 20 は、前回審議において佐々木委員より頂いた御意見です。「文化財について、工事箇所の山裾は、埋蔵文化財包蔵地がつながっている場所であるため、埋蔵文化財についても、工事箇所に該当する包蔵地や事前調査の内容等を準備書に入れること。」という御意見です。

回答といたしましては、評価書に追記いたします。

以上で説明を終わります。

片谷委員長

ありがとうございました。

前回は初めての審議で、時間も十分ではありませんでしたが、その後多くの委員から 追加意見が出され、資料1で追加意見に対する事業者の見解も御説明いただきました。 さらに追加の意見が今日の審議の中で出されると予想していますが、まずは前回いただ いた御意見と、追加の御意見について、審議してまいりたいと存じます。

では、資料1の表の順番に従って、当初御意見を発言された委員からまず御見解を伺って、他の委員から関連する御発言をいただくという形で進めてまいります。

では、資料1の左端の列の No に沿って進みます。まず資料1の No. 2、No. 3 はいずれも山室委員の御意見ですが、事後回答に対する御見解を御発言ください。

山室委員

断層帯についてまだデータがないことと、それを調べたうえで施工方法を検討することを明記していただけるのは本当にありがたいですが、資料1のNo.3について、3ルートの比較段階では、どのルートでも断層帯を通過するから、メリット・デメリットの記載を行っていないと御説明されています。しかし、トンネルと、トンネルがない湖岸ルートで比較すると、トンネルで断層が動いた場合、車が走行する部分だけではなく天井の崩落の可能性も出てくると思います。一方、湖岸ルートに天井はないため、素人考えでも、トンネルは非常に危険であることが明白だったと思います。ですので、どのルートも断層があるからメリット・デメリットの記載を行っていなかったというこの御説明は少し違うのではないかと思いますが、その点はどうお考えで比較されなかったのでしょうか。

片谷委員長

では、事業者さんから、あるいは御回答はコンサルタント会社さんからでも構いませんので、今日この場ですぐ御回答いただけることがありましたら、お願いします。

事業者 中村

当時の設計が確認できていませんので、次回までに確認してお答えしたいと思います。

片谷委員長

山室委員、次回までということですが、よろしいですか。

山室委員

はい。

聞きたいのは設計がどうかではなく、断層の有無によりルートの危険性が違っていたのではないかということについて、どう認識しているのかということですが、それも含めて回答いただければと思います。

事業者 中村

承知しました。

片谷委員長

事務局に確認ですが、あと何回審議があるのでしょうか。

事務局 中島

通常、準備書の審議ですと、概ね4回で行っています。住民意見についての事業者見解が提出されてから120日以内に知事意見を述べなければいけないので、毎月開催する前提でもう一回増やせるかどうかです。そこはスケジュールの問題ですので、事業者さんの準備との都合もあって、最終的には開催回数が決まってきます。

片谷委員長

少なくともあと2回あるという理解でよろしいでしょうか。

事務局 中島

その理解でよろしいかと思います。

片谷委員長

もちろん、重要な審議事項が残ったまま知事意見を出すというのは適切ではないので、場合によっては追加もあり得ると思っていますが、少なくともあと2回はあるということです。この件は次回までに御回答いただくということで、もし可能でしたら事前に追加資料を事務局に御提出いただけると、早く委員に配布されますので、御協力いただければと思います。

それでは次にまいります。資料1の2ページ、No.6は富樫委員の御意見です。

富樫委員

No. 6の回答は、環境アセスの段階では個人の井戸については検討しないという趣旨です。これは国土交通省さんの一般的なやり方なのかもしれませんが、実施設計の段階ではなかなか環境に配慮した十分な変更ができないために、事前に計画段階でなるべく環境に配慮して検討してもらうというのが環境アセスの趣旨だと思いますので、ぜひそ

うしていただきたいという要望です。

なかなか取り付く島もない回答でしたが、そうであれば、おそらく道路詳細設計がより手間のかかるものになるかもしれないということを覚悟の上で、このように考えられているということでよいでしょうか。

片谷委員長

事業者さんから今の段階で御回答いただけることはありますか。

コンサルタント 渡辺 御指摘に関しましてはごもっともだと思いますが、御指摘のとおりです。

(株式会社エイト日本技術開

発)

片谷委員長 富樫委員の言葉を借りれば、それだけの覚悟をもって取り組みますという趣旨であろうと解釈できます。富樫委員、これはやむを得ないですね。

富樫委員

ええ。

梅崎委員

梅崎ですが、関連してよろしいでしょうか。

片谷委員長

どうぞ。

梅崎委員

資料 1 の No. 7 にありますが、富樫委員の No. 6 の追加意見と関連して、前回の審議の中で地下水の深さと利用状況と、トンネルの位置との関係を検討してくださいという意見を述べていました。

個人の井戸については現時点で調査しないということでしたが、今日の説明には酒蔵群の水源についての御説明もありましたし、資料 1-1 にも酒蔵群の水源の予測についてとありますが、酒蔵群の水源についてはしっかり調査されるということでしょうか。

コンサルタント 渡辺 酒蔵につきましては、きっちりとした調査を行っております。

梅崎委員

それは個人の井戸というよりも、地域の産業ということでやられるということなんで しょうか。

コンサルタント 渡辺 御指摘の点もありますし、地元の首長さんからの意見にも酒蔵についてきっちり予測してほしいという御意見がありましたので、酒蔵について予測を行っているところです。

梅崎委員

分かりました。対象の切り分けについてはいろいろ御意見があるかと思います。 それで、資料 1-1 に酒蔵群の水源の位置と、その下に断面図で地下水の位置が記載してあります。御説明では、浅い井戸なので影響はないということでしたが、私の前回の意見は、おっしゃっている意見を委員が判断できるような図面を作っていただきたいということです。その中で、ここに示された地下水位と、 酒蔵での利用の深さというのは異なると思いますが、そこもそれでよろしいですか。

コンサルタント

渡辺

その御質問につきましては、資料 1 の No. 10 でも御質問いただいておりまして、今お答えした方がよければここでお答えしますし、No. 10 のところで併せてということであれば、No. 10 の事後回答の際に御回答させていただきます。

片谷委員長

では、資料 1 No. 10 でまとめて御回答いただきます。

他に関連する御意見はありますか。

では、いったん先に進みます。次に事後回答があるのは No. 9、山室委員の御意見ですが、いかがでしょうか。

山室委員

この事後回答ですが、準備書 11-6-55 ページの文章をそのまま転記していますね。

私が前回に指摘したのは、この文章自体がおかしいのではないかということを言いたいためです。というのは、準備書にある水質のダイアグラムを見ると、図 11.6.2.29 (準備書 11-6-56 ページ) は、酒蔵と角間川と温泉がいかにも違う水源のようにプロットしていますが、図 11.6.2.30 (準備書 11-6-57 ページ) を見ると、湧水 (赤) と地下水観測孔 (青) のプロットがほぼ混在しています。これは、湧水と地下水が同じ水源であることを示しているのではないかとまず指摘しました。

さらに、これらの観測地点が、トンネル工事区間の南側に並んでいます。そのため、 トンネル工事による影響がないとは言えないのではないかという趣旨の指摘をしまし た。

しかし、水質に関して御自身が出されたデータについて全くコメントがなく、準備書 どおりの文章が記載されているというのはどういうことでしょうか。

水位については私は何も言及しておらず、水質を見ると、湧水と地下水が混然一体となっていて、集水域も広くてトンネルが予定されている場所付近が入るのではないかということを申し上げたつもりだったのですが、いかがでしょうか。

コンサルタント 渡辺

御指摘のとおり、水道の水源についてはダイアグラムは載せておりません。

その理由につきましては、まず、その水質に言及しないまでも水道の水源については 予測可能だと判断したからです。

それはどういうことかと言いますと、1点目として、水質が対象事業実施区域のトンネル掘削部の水質と同じであれば、すなわち影響が出るという考え方ではありません。

準備書 11-6-59 ページに示していますが、黒い太線の対象事業実施区域の周辺に広がる紫の範囲が、高橋の水文学的方法によるトンネル集水範囲、いわゆるトンネルを掘ることによって地下水への影響が出る範囲と予想しています。その範囲内に水道水源が一つも入っていないということが、一つの理由になります。地下水が影響する範囲内には水道の水源がありませんので、一義的にはまず影響がないと言えます。

さらに、水道の水源については、準備書 11-6-59 ページでは黄土色の四角で示していて、赤い断層の下に左の方から 1、2、3-1、3-2 とありますが、こちらは地形的にも完全に諏訪湖に面した沖積の低地になっています。低地には沖積層として大量の地下水がありますので、トンネルを掘ることによって低地の地下水まで影響が出るということは考えられないということが、水道の水源 1、2、3-1、3-2 への影響に対する見解です。

準備書 11-6-59 ページの右上に水道の水源 4 がありますが、これも完全に影響の範囲外に出ていて、山側にある岩盤からの湧水であり、集水範囲はさらに山側になります。トンネルによって影響がある範囲は、その湧水の集水範囲には全く影響しないということから、水道水源 4 についても影響なしと考えています。

最後に、水道水源5は、準備書 11-6-59 ページにおいて酒蔵群水源の緑の四角があるところの上にお示ししています。角間川のところにある水道です。水道水源5は 110m の非常に深い井戸で、酒蔵の水質と異なることからも非常に深い水であるということが分かっていますので、事業実施による影響はないと判断しているところです。

御指摘のとおりダイアグラムを載せること自体は別に問題はありませんが、ダイアグラムを載せないまでも評価ができるということで、あえて載せていません。

山室委員

地下水脈の推定は非常に難しいと理解していますが、その高橋の水文学的方法は、ボーリングもせず、例えば地下にどういう断層があってクラックがあるといったことも調べないのに地下構造が分かるという画期的な新しい方法なんでしょうか。

コンサルタント

画期的ではなく、非常に古い文献で、地形とトンネルの深さの関係から、一義的に影

渡辺

響範囲が算出できるという方法です。誰がやっても同じ予測範囲になるという点が非常に有効性が高いと考えています。当然、日本の実績の中においても、非常に多くの事例でこの方法による評価がされているということは承知しているところです。

山室委員

地形から地下構造は分からないと思います。実際に水質を測ったらこういうダイアグラムになったということは、そちらの方が科学的に正しいのであって、水を見てなくて地形だけでここの水が来てますと判断するのはナンセンスではないかと思いますが、いかがでしょうか。

コンサルタント 渡辺 御指摘については承知しましたが、特にアセス段階の多数のボーリング調査ができない状況下において、地形から分かる高橋の水文学的方法を用いて評価することは一般的であるとともに、水質が同じことがすなわち影響がでるという考えではありません。

山室委員

おそらくその考え方をもう一度見直した方がいいのではないかということを、御自身が取られたデータが示していますので、御再考していただけるといいかと思います。よろしくお願いします。

片谷委員長

山室委員に確認ですが、どのレベルから再検討することを求めていますか。

山室委員

高橋の水文学的方法によるトンネルの集水範囲を既定事項にすることは、おそらく他の委員の方々も、地下水の推定として妥当であるとは認めていないと思いますので、高橋の水文学的方法からこうだという部分を抜きにして、それ以外の、地層、断層の位置、水質等のデータから再考していただけるといいかと思います。

片谷委員長

山室委員の御意見は承知しました。

他の委員から関連する発言はありますか。富樫委員、どうぞ。

富樫委員

高橋の水文学的方法自体は、トンネルを掘削する場合に、そこでどれだけの水が出るかという、非常に大雑把な出水量を推定するために使われるものであり、そこで水が出た場合にどの井戸に影響するかまでをこの方法で評価するのは、一般的ではないと私は理解しています。

具体的にどの井戸に影響するかというのは、地下の帯水層の位置や、地下水の流れている方向を何らかの方法で示さない限り分からないと思います。

片谷委員長

今の富樫委員の発言に関して、事業者さんから何かありますか。

コンサルタント 渡辺 高橋の水文学的手法が非常に古い文献による手法で、地形からのみであって、また、 例えば断層とか特殊な地層があった場合にはそういったものが反映できないというこ とは私どもも承知しています。

ですので、高橋の水文学的手法によるトンネル集水範囲の外だからという理由のみで 水道水源には影響なしと位置づけているわけではありません。先ほどの繰り返しになり ますが、対象事業実施区域とその水源の位置、帯水層の状況も踏まえて予測しています。 他の水源や温泉も含めまして、同様に高橋の水文学的手法によるトンネル集水範囲の外 だからという理由のみで影響を評価しているわけではありません。

片谷委員長

今の御回答について、富樫委員から何か見解はありますか。

富樫委員

高橋の水文学的方法にだけ寄りかかっているわけではないということですが、準備書の説明は大きくそこに寄りかかっていますので、そこに寄りかからない形で、分かりやすい説明をぜひお願いしたいと思います。

水質に関しても、他の委員の方々から色々な疑問点が出ていますので、それにしっか

りお答えいただきたいと思います。

片谷委員長

これに関しては、準備書の中でされている説明が十分でないという指摘が、何人かの 委員から出ている状況ですので、事業者さん、持ち帰っていただけますか。

コンサルタント 渡辺 はい。ダイアグラムの記載も含めて検討させていただきます。

片谷委員長

可能でしたら、次回の技術委員会より前に補足資料として出していただけると、委員 も事前に見て審議が出来ます。スケジュールについては事務局と相談して対応していた だくようお願いします。

山室委員

先ほどの御回答の中で、高橋の水文学的方法だけではなくて帯水層の位置も検討していると言われましたので、帯水層の位置がどこと思われていて、その根拠はどのようなデータかということも併せて御説明をお願いします。

片谷委員長

山室委員が念押しでおっしゃいましたが、当然そのようなことは追加資料に盛り込ん でいただきたいという趣旨ですのでお願いします。

では、資料1のNo.10について、まずは鈴木委員から御見解をお願いします。

鈴木委員

No. 10 の前に、No. 12 と No. 13 は簡単ですので、こちらからよろしいでしょうか。

片谷委員長

では、御提案のとおりでお願いします。

鈴木委員

No.12は、御回答のとおりで結構ですので、ぜひ単位の記載をお願いします。

No. 13 は、グラフの名前が間違っていると言ってしまいましたが、キーダイアグラムに追加して、陽イオンと陰イオンのそれぞれについて三角形で示されているトリリニアダイアグラムの方が様々な情報が記載されていますので、ぜひトリリニアダイアグラムでの記載をお願いしたいのですが、どうでしょうか。

コンサルタント 渡辺 可能ですので、次回以降にトリリニアダイアグラムにしたものをお示ししたいと思います。

鈴木委員

よろしくお願いします。

片谷委員長

では、資料1のNo.10についてお願いします。

鈴木委員

No. 10 ですが、私の質問とかみ合わないのは、高橋の水文学的方法の見方が違うからだと気がつきました。高橋の方法は、もちろんお分かりだと思いますが、トンネルを掘った場合に、そのトンネルにどこから水が流れていくかということなんです。酒蔵の井戸がそこから離れているから影響がないというのは、高さ的にも、水平的な位置からもそうだと思いますが、もしトンネルがなければ、トンネルに集まる水はどこかに浸透するか、流れるわけですよね。私が申し上げたのは、その浸透する、あるいは表層近くを流れる水が、酒蔵の水源に影響がないかということです。これはご理解いただけませんか。

片谷委員長

今御指摘のあった点はいかがですか。

コンサルタント 渡辺 私どもとしては、その酒蔵の水がどこから来ているかを説明できれば、事業による影響が判断できるということで、No. 10 の事後回答で説明させていただきましたが、そういったことではないという御指摘でしょうか。

鈴木委員

いや、これは No. 10 の意見要旨 9 行目にもありますが、「トンネルを掘る深さに水が流れていることになり、必ず地下水、もしくは河川水にも影響があるはず」と書いてあります。当然、浸透するはずの水がトンネルに集まってしまうわけですから、トンネルがなければ本来は浸透していくはずの水が、地下水に影響を及ぼすでしょう。特に酒蔵群の水源は浅いわけですよね。ですから、そこには当然ながら地表面から浸透していった水が影響があるでしょうと質問しているにもかかわらず、事後回答では、水が流れているなら河川水にも影響が出る、ということで地下水については何も書いてませんよね。

河川水については、角間川はトンネルではないとか、遠くから流れてくるということで、よろしいかと思いますが、私の質問は、周辺の地下水に影響があるはずだということです。それについては回答がないんですが、いかがでしょうか。

コンサルタント 渡辺

分かりました。

我々としては、トンネルを掘ることによって集水される範囲は、高橋の水文学的手法の範囲と定義づけています。その範囲外にありますので、一義的には酒蔵の水源についての影響は、水位の変化としては小さいだろうと考えています。トンネルを掘ることで、1km も2km も影響が起こるとは考えられませんので、ある尺度のひとつとして、高橋の水文学的手法を使ったということです。さらに、それだけではなかなか難しいので、水質的な観点も含めて評価をしています。

鈴木委員

水質はまた後程申し上げますが、トンネルが無ければ本来は浸透していった水が酒蔵の水源の方まで流れないという理由や、どこを地下水が流れているかということが、資料 1-1 の断面図からはよく分かりません。資料 1-1 の図は非常に広範囲で、角間川とかその近くの表面の状態とか、トンネルの位置、酒蔵群の井戸水がどこの層から採取されているのかというようなことも全く分かりません。ぜひ酒蔵の水源位置からトンネル周辺までを拡大した断面図をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

コンサルタント 渡辺

それにつきましては検討させていただきます。

鈴木委員

それで、明らかに酒蔵群の水源にはトンネルは影響がないことが、地質学的にも示されているのであれば納得しますが、その点をお願いします。

それから水質ですが、少なくとも酒蔵群の水源については、水位と水質のいずれについても季節変化が非常に大きいですよね。ということは、角間川も含めてそうですが、雨や雪、渇水の影響もあるということです。あの水質の季節変化の程度からすると、表層の地下水に影響があると考えざるを得ないですが、いかがですか。多少は影響があるけれど大丈夫ですと言われれば分かりますが、影響がないことの証明は科学的には非常に難しいですから、全くないというのはいかがなものでしょうか。

コンサルタント 渡辺

今お出しできる資料としては、資料 1-1 です。少し分かりにくいですが、左上の方に 角間川流域図があります。この流域の面積の境界線を書いていないので非常に申し訳な いのですが、「広い流域を有する」という矢印が示している青い線が角間川になります。 霧ヶ峰の山頂付近まで非常に大きな流域を持つ川です。

今回対象としている酒蔵の井戸は、資料 1-1 の右側にある酒蔵の水源位置図に示しています。地層を色分けすればよかったのですが、角間川沿いの扇状地の土砂中にある浅井戸になります。

角間川沿いにある浅井戸となりますと、角間川の伏流水を取水しているのはほぼ間違いないだろうと言えるかと思います。その伏流水は、先ほど説明した角間川流域から来ています。角間川自体は非常に大きな流域面積を有していますので、大量の水を含んだものがその土砂中を流下してくると考えています。

その土砂層中の水をトンネルが遮断してしまうのかという話になりますと、資料 1-1 の断面図に角間川渡河部と青い矢印で書いてあり、扇状地の dt と書いてあるところが 土砂層になりますが、そこについてはトンネルではなく橋梁で通過しますので、土砂層中の水は遮断しません。

当然岩盤の水も水質が同じではないかということで、若干の混入があることは完全に は否定できないと思いますが、角間川の流域面積の大きさを考えますと、土砂層中を流 れる水の量はかなり大きいのではないかと考えます。

一方で、トンネルが通過するのは岩盤の水であって、先ほど言ったようにその影響範囲はトンネル周辺のみに限られますので、流域面積の比から考えても、角間川に流下する伏流水への影響はほとんどないということで、水源の水位の変化はないと予測しています。

鈴木委員

断面図についてはぜひお願いします。

コンサルタント 渡辺

図面に地質などを入れないとなかなか説明できないということは分かりましたので、 再検討させていただきたいと思います。

片谷委員長

資料 1-1 の酒蔵の水源位置図で言うと、縦の方向の断面図を用意していただけるとかなり理解が進むと思われるのでぜひお願いします。

先ほど No. 10 のところで説明するとおっしゃったのは、今説明済みと理解してよいですか。

コンサルタント 渡辺

先ほどの回答の中に含まれますが、再度説明することは可能です。

梅崎委員

説明は結構です。それについて確認をよろしいですか。

片谷委員長

梅崎委員、どうぞ。

梅崎委員

今、鈴木委員が言われた、酒蔵付近の拡大した断面図をつけてくださいというのが、 先ほどの私の発言の趣旨でした。

その時に、先ほども指摘がありましたが、おおまかな地質図の中で地層を見ていることになりますので、もしあれば、深井戸等のボーリングの柱状図もぜひつけていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

片谷委員長

いかがですか。

コンサルタント 渡辺

酒蔵の周辺にボーリング柱状図があったかどうかは把握していませんが、南沢水源の辺りについては資料があったかもしれません。ボーリングは対象事業実施区域やルート付近でしかやっておりません。

梅崎委員

少し離れたところでも結構です。ボーリングの柱状図を見た方が詳細な地質が分かる 場合もありますので、その周辺のところを少し調べてもらえればと思います。

片谷委員長

これは必ずあるという保証はないでしょうが、調べていただいて、あればご提示いただきたいと思います。

梅崎委員

もう1点、先ほど地下水の話をしました。ここにいくつか地下水位の位置が模式図で書かれています。山地地下水の場合は何層もある場合もあると思いますが、この地下水位はどのように調べられたのでしょうか。

コンサルタント 渡辺 地下水について、ボーリング調査で確認しているのは、山で掘っている場合は、対象 事業実施区域、いわゆる計画ルートの高さ付近まで掘ったときの地下水を記載させてい ただいております。

準備書の中には区分して入れていませんが、土砂の地下水と岩盤の地下水とがあると 理解をしています。

梅崎委員

それもボーリングの柱状図等を見ていただいて、追加の資料に少し詳細に入れていた だけるとありがたいです。よろしくお願いします。

コンサルタント 渡辺 準備書の資料編には、ボーリング柱状図と、どこに地下水があるかは明示させていた だいていますが、本編には入れていません。

梅崎委員

今議論になっている、新しく出される資料等にそういう情報も入れていただければと 思います。

片谷委員長

資料編から転記いただくことは可能ですか。

コンサルタント

それは可能です。

渡辺

並んで書いてある方が、理解しやすいという趣旨です。梅崎委員、それでよろしいで

梅崎委員

片谷委員長

それで結構です。

すか。

片谷委員長

では、色々作業が増えて恐縮ですが、委員が確実に理解できる資料という趣旨で、ぜひ御協力をお願いします。

梅崎委員、先ほどの No. 7は、要望を出して、今日の時点ではこれでいいですか。

梅崎委員

結構です。よろしくお願いします。

片谷委員長

他に関連する御発言はありますか。

では、資料 1 の 4 ページについて、No. 12、No. 13 は先ほど鈴木委員から御発言がありましたので、No. 14 から No. 17 の富樫委員の御意見について、お願いします。

富樫委員

資料1のNo.14については、自記水位計による連続観測を実施していきますということですので、ぜひなるべく多くの場所で実施していただくようお願いします。

No. 15 については、諏訪湖の成因について、準備書 11-7-9 ページの表 11.7.1.2 に「諸説あります」と記載がありましたので、その諸説の出典と具体的な内容を質問したわけですが、実は手引書の記述を借用しただけだったということですね。

これでは準備書に記載すべき検討には当たりません。もし諸説が曖昧で、根拠のない ものであれば省いた方がいいですし、もし諸説にきちんと出典があるのであれば、それ を記載してほしいということです。

「諏訪湖の歩み」という一般向けの簡単な手引書の記述を丸々借用というのは困りますので、その辺は対応していただけますでしょうか。

片谷委員長

No. 15 の回答に対する御指摘ですが、いかがでしょうか。

要は、諸説があるのであれば、その複数の説を引用して、それぞれに引用元があるはずではないかという御指摘です。

コンサルタント

質問ですが、出典として示させていただいた資料 1-2 に諏訪湖の成り立ちが三点挙げ

森本

(株式会社オリ エンタルコンサ ルタンツ) られていて、その下に「諸説があります」と記載がありますが、この諸説という部分を もう少し明確にするようにという御意見でしょうか。

富樫委員

資料 1-2 の三つの説の出典が不明です。さらに、今現在は活断層の動きによって諏訪 湖ができているというのがほぼ常識的な考えになっていますが、それは書いていない。 ただ諸説で済まされているということが、あまりにも検討が足りないのではないかと感 じます。

片谷委員長

この出典の諏訪建設事務所は、国交省の事務所ですか。

コンサルタント 森本

諏訪建設事務所は県の機関になります。この書物が公開されており、既存文献として取り扱って書かせていただいているところですので、県に確認しながら、ここの情報に曖昧さがあったりとか、プラスで何か情報があれば収集をしながら、検討させていただきます。

片谷委員長

諸説の位置付けが変わってきているようですから、諏訪建設事務所にも確認して、より新しい諸説が記載されるようにしていただければと思います。

コンサルタント 森本

次回回答させていただきます。

富樫委員

資料1のNo.16ですが、トンネル構造での通過をできる限り回避したという方針のもとに計画を立てているということでしたが、特に下諏訪第一トンネル区間だと、ほぼ並走するような形で線形を取られているのがどうしてなのかという質問です。事後回答には、「断層以外の様々なコントロール条件」とありますが、それが何なのかを示してほしいというのが私の意見です。いかがでしょうか。

片谷委員長

では、お願いします。

事業者 中村

断層以外の様々なコントロール条件ですが、準備書 11-7-8 ページの図面において、 黒い太線の路線と断層が重なっている下諏訪町と諏訪市の行政境の辺りから左側に向 かってほぼ路線と断層が並走している区間のことだと思いますが、この区間はほとんど が明かり部になっていて、トンネル構造としてはできる限り回避しているという言い方 をさせていただいています。

もともとの都市計画でこの範囲が明かり部として計画されていたことから、もともと の都市計画に沿ったかたちで今回の計画をしています。もともと考えていた明かり部に 線形をもたせたということが、断層以外の様々なコントロールの条件として考えていま す。

富樫委員

今の御説明ですが、下諏訪第一トンネルは、トンネルではないのですか。

これは地下水への影響に関しても非常に大きな問題となりますので、この第一トンネルがトンネルではなくて明かり部であるかどうかで、全く評価が変わってくるところですが。

片谷委員長

明かり部をトンネルと呼ぶということはあり得ません。トンネルと明かり部の区間を 示した図はありますか。

事業者

中村

準備書3-8ページに構造の分けが書いてあります。

片谷委員長

今、明かり部と御説明のあったのは、準備書 3-8 ページの図 3.2.4 のどの部分でしょうか。

事業者 中村 盛土構造・切土構造と書いてある区間です。

片谷委員長

諏訪市から下諏訪町に入ってすぐの盛土構造・切土構造の部分で合ってますか。 その次のトンネルが下諏訪第一トンネルですか。

事業者 中村 そうです。さらにその左側が下諏訪第二トンネルになっています。

片谷委員長

わずかな盛土構造を挟んで、更に西側が下諏訪第二トンネルということですが、富樫 委員、どうでしょうか。

富樫委員

質問しているのは、トンネル部分が断層と並走していますが、それを避けることができない理由は何か、ということです。

事業者 中村 もう一度整理して、後日回答させていただきます。

片谷委員長

では、No. 16 につきましては、再度事後回答にされるということですので、今日は以上とさせていただきます。

富樫委員

では、また次回お願いします。

資料 1 の No. 17 ですが、これについても、アセスの段階では検討しないという回答になっていますので、そういう見解だと受け止めるしかないということで理解しました。

片谷委員長

これは、本来のアセスの趣旨から言うと、アセスの段階で検討していただきたい内容ではありますが、地質調査をこの段階で詳細に実施するのは難しいということなのでしょう。

富樫委員

ここで詳細な地質調査結果を示してというのではなく、現在分かっていることの中で どう考えてどういう方針でやっていくのかということを示していただけないかという ことです。

片谷委員長

No.17 に関して、追加意見の補足説明がありましたが、それによって回答が変わる可能性はありますか。

コンサルタント 森本 分かっていることを今一度御説明させていただきます。

断層につきましては、既存文献等を収集し、精度の高い文献等を精査しまして、既存 文献レベルでこの位置に活断層が通っているだろうということを整理しています。

活断層につきましては、災害等の懸念がありますので、極力交差しないように、並走しないようにという方針のもとで、様々なコントロール条件があり一部通過する部分もありますが、極力回避できるかたちで計画したものが今の事業計画です。

ただ、この事業計画もまだ測量に入っていないという状況で、実施の設計レベルとしてもまだ 2,500 分の 1 といったレベルです。これから詳細設計をしていくなかで測量し、地質調査も詳細にやっていくとなると、やはり活断層の位置は若干ずれたりします。事業実施段階で活断層がどこにあるかということを今一度把握し、その結果を詳細設計の中で組み込んで、安全性に配慮した道路構造、施工計画を立ててやっていきます。

その方法につきましても、学識者や専門家の意見を聴きながら検討していくという方針で、御理解いただけないかと思います。

準備書ではそれを詳しく書いているつもりです。

片谷委員長

富樫委員、いかがですか。

富樫委員

活断層の動きによる変形を防ぐ工学的な方法は無いに等しいと思いますが、例えば活断層で構造物が変形を受けたときに、より復旧がしやすい場所とか構造を選択するなど、現時点でも方針を示す手立てはあると思います。位置が多少ずれたとしても、そういう方針のもとに計画しているということがあれば、そこを利用することになる住民の方々にとっては一つの安心材料になるのではないかと思います。そういう点で今の準備書があまりに説明が不足しているように感じられたので、丁寧に説明してほしいというのが希望です。

片谷委員長

これは、今、森本さんが説明された趣旨の文章を評価書に盛り込むことは可能ですよね。

コンサルタント 森本 示しているつもりです。

片谷委員長

準備書の記載では不十分との御指摘です。

コンサルタント 森本 富樫委員の今の御発言の中に、活断層があった場合にどのように対応するのかという お話があり、国民に分かるように具体的にきちんと記載しておかないといけないという ことだと理解しました。

我々としましては、どのように対応するかは、道路事業からすれば、道路橋示方書や 道路土工の構造物の技術基準、トンネルの基準の示方書といった中に活断層への対応は 書いてあります。また、近年の熊本地震においても活断層のことが言及され、その基準 類も見直しをされて、最新化されています。

準備書では、そういう基準をもとにきちんと耐震性能を有したかたちで構造設計を し、なおかつ安全面に配慮した施工計画を立てるということを簡潔に書いていますが、 富樫委員の御指摘をお聞きして、その部分が理解しづらいと判断しました。

片谷委員長

そこをもう少し詳しく具体的に書いてほしいという指摘ですので、評価書に盛り込んでいただきたいと思います。もし事業者さんとして書きぶりに不安があるようなら、準備書の審議を行っている段階で事前に修正案を出していただいて、技術委員会の了解をとったものを評価書に入れるというやり方が確実です。できればこの準備書の審議の中で追加資料として出していただけると安心感が高まると思います。スケジュールがあるので事務局と協議しながら対応を検討してくださるようお願いします。

コンサルタント 森本 承知しました。

片谷委員長

関連する御発言はありますか。 北原委員、どうぞ。

北原委員

資料1のNo.14の富樫委員の御意見は、素晴らしいことを御指摘されたと思います。 自記水位計による連続観測を必要な箇所で行うという御回答ですけども、ボーリングした16箇所の井戸の中で観測するということでしょうか。

コンサルタント

あくまでアセスのために設置した地下水の観測孔ですので、事業実施段階では、これ

渡辺

の数倍の数のボーリング調査を行います。この 16 箇所も入るかもしれませんが、それ 以外に多数のボーリングを行って、その中で必要な箇所を選定して、自記水位計による 観測を行っていくという考えです。

北原委員

また新たにボーリングをして水位観測を行うということですね。

コンサルタント 渡辺 御指摘のとおりです。

北原委員

地下水は、水脈などがあり不確実性が高いと思います。準備書 11-6-12 ページに、「予 測の不確実性は小さいと考えれらます」、「環境保全措置も効果の不確実性は小さいと考 えられます」とありますが、本当にそうだろうかと思います。

「観測修正法による最適な工法の採用」とありますが、そもそも観測修正法は、一般的にはあまり使われない用語ではないでしょうか。その点を書いておいてもらわないと分からない気がします。不確実性が高いから観測修正法を採用するのではないでしょうか。この地下水の観測は、大丈夫だとおっしゃっているようですが、事後回答以前の計画であった月1回の頻度で観測修正法が可能でしょうか。

片谷委員長

今の意見はいかがですか。

コンサルタント 渡辺 まず、観測の頻度に関しましては、アセスの調査としては月1回の観測をさせていただきましたが、事業実施段階、特に工事中は、月1回の観測では遅すぎますので、リアルタイムというかたちになります。自記水位計なり流量計なりを用いて観測を行います。

予測の不確実性に関しましては、我々としては、十何本のボーリングやその他季節的 観測を行って予測した結果につきましては、湧水には影響が生じる可能性があると判断 させていただきましたが、その他については変化の可能性は小さいということで、不確 実性は小さいと判断しています。

環境保全措置についても不確実性が小さいという点につきましては、観測修正法になりますので、問題があったらその都度直していくというかたちになります。具体的にどうするかは今は申し上げられませんが、観測をしながら修正していくという方法になりますので、事業による周辺環境への影響を小さくしていく方法ということで、不確実性が小さいという考えです。

北原委員

観測修正法はいいです、ぜひそれでやっていただきたいのですが、その方法をせざる を得ないというのは、地下水等の水の動きがよく分からないからではありませんか。だ から観測しながら修正していくというやり方なのではないでしょうか。そのためには、 連続観測が必要だということを申し上げています。

コンサルタント 渡辺 御指摘のとおりでして、湧水につきましては影響が生じる可能性があると予測していますので、地下水位の観測も含めて連続観測を行っていきます。

北原委員

ぜひお願いします。なるべく多くの点を連続観測していただきたいと考えています。

片谷委員長

北原委員が御指摘の不確実性ですが、アセス法の規定の不確実性と、サイエンスとしての不確実性は大きく意味が違っているところがあります。事業者さんとしては、アセス法の定める不確実性に沿って図書を作成されているところがあって、それは事業者さんの責に因らない部分がありますので、そこは配慮していただきたい点です。主務省令上、測定方法が公認のものは不確実性がないという扱いが認められることになっていますので、そこは御理解いただきたい部分です。

御指摘は、出来るだけ精度を高めるために、多くの地点で連続観測をしてほしいということですので、事業者さんはぜひ受け止めていただいて、可能な限りデータ量を増や していただくようお願いします。

北原委員、よろしいですか。

北原委員

はい。

片谷委員長

では、次に進みます。

資料1のNo.18、中村寛志委員の御意見です。

中村寛志委員

事後回答として、改変割合の判断基準が30%程度というのは予想していました。かなり細かくデータを分析して、30%未満では生息環境は保全されると予測されたことについて納得しました。アオバズクについては、改変割合は0%ですが、この基準とは別の理由で保全措置を実施する判断をされたというのも分かりました。

それとは別に、準備書に記載のある様々な動物の種類の中で、30%未満であるが案外高い改変割合が示されている種があります。それについて、もう少し説明が欲しいと思います。具体的には、イモリ(準備書 11-9-100 ページ)です。これは、改変割合が 14.89%になっており、30%未満ですが、特殊な事情から保全措置をする必要があるのかどうか検討する必要があると思います。イモリについてはいかがでしょうか。

コンサルタント 森本 御質問の趣旨を確認したいと思います。

準備書 11-9-100 ページにイモリが載っています。動物の目安となる改変割合として 3割は妥当だと思うが、イモリはその中でも改変割合が 14.89%で高い。目安の3割以下なので影響がないと捉えていますが、その辺りをもう少し詳しく説明してほしいということでしょうか。

中村寛志委員

そういうことです。アオバズクは改変割合 0%でも保全措置をとっているので、イモリにもそういうことがあるかどうかということです。

コンサルタント 森本 アオバズクについては改変がないにもかかわらず影響があるとしている一方で、イモリについては改変割合が約15%なのに影響がないとしているが、その理由は何かということでしょうか。

中村寛志委員

アオバズクを保全措置に含める理由は、切り口が違うということで理解しました。イモリは、30%未満として切り捨てていいのか、別にもう少し保全する理由があるのではないか、ということで質問しました。

コンサルタント 森本 簡単に御説明させていただいて、正確には後日事後回答で回答したいと思います。 まず、イモリにつきましては、生息範囲の改変以外にも、水質への影響の可能性など、 様々な影響要因を捉えて予測評価しています。

動植物につきましては、濁水処理施設を使って直接排水しないといった環境保全措置の内容を前提に予測評価をしています。生息の保全ができるような行動を事前にするという約束の中で予測評価をしていて、結果的にイモリの生息範囲の部分が15%程度ですが、これに対していろいろな配慮ができていることから、内部の学識者の御助言をいただきながら検討した結果、保全されるだろうと考えているということです。

事後回答でもう少し詳しく回答したいと思います。

中村寛志委員

イモリの場合は、準備書の調査結果で、生息域が記載してある図(準備書 11-9-37 ページ 図 11.9.1.9)がありますね。イモリはこの箇所だけに生息しているということでよろしいでしょうか。改変率約15%とは、このエリア、ここの個体群においてなのか、工事区域全域に対してなのか聞きたいです。

コンサルタント 森本

準備書 11-9-37 ページに示しているイモリやトノサマガエルの結果は、希少種保護のため、どの位置にいたかは示していませんが、このブロック内の、基本的には水域のそばにいたという調査結果を示しています。

予測評価につきましては、そこにいたという結果ではなく、住める環境がこの地域の どこにあるかを前提として整理し、その住める環境をどれほど改変するかということを 予測しています。

ですので、イモリはFブロックやBブロックにしか住んでいないのではなく、住める 環境が他にもあるということを考えながら予測評価をしています。

中村寛志委員

言いたいのは、見つかったこの地点から、イモリが自分の個体群としてどこまで移動できるかということです。500m以内しか移動できなければ、500mの範囲がそのイモリの個体群のはずで、その中で生息場所が何%改変されるかという話になる。今、改変率約15%というのは、この工事区域全域を含めてということでしょうか。

コンサルタント 森本

個体群が見つかったところの 15%を改変するわけではなく、個体群が見つかった水域に対して、調査範囲が 500mから 1 km という幅がありますが、その範囲内に対して何% 改変するかで予測しています。生息していてもおかしくない環境がここにあるので、それに対してどう改変するかで予測評価しています。

中村寛志委員

ということは、大体イモリの行動範囲がこれくらいで、その行動範囲の中に、工事により改変されない水域が85%残っているという理解でよろしいですか。

コンサルタント 森本

その御理解で結構です。

中村寛志委員

分かりました。

もう一点、これは事後回答でもいいと思いますが、メガネサナエとオオムラサキについてです。

オオムラサキ (準備書 11-9-117 ページ 表 11.9.1.28(11)) も食草の改変率は 4.21% で、エノキ類が消失すると思います。その場合、もし冬期にエノキ類を改変されるようでしたら、その周りの幼虫はすべて回収して、安全な処置をするといったことは配慮されているんでしょうか。

メガネサナエ (準備書 11-9-109 ページ 表 11.9.1.28(2)) は、日本中で有名ですので、四賀の計画路線区域で5個体見つかっていますが、その後どのようにモニタリングしていくのかについてお聞かせ願いたいです。

その2点です。

片谷委員長

今の議論をここでこれ以上すると、問題があるかと思います。

事務局 中島

オオムラサキとメガネサナエについては、本日は特に資料が出ていませんので、準備 書の記載の中で公開可能な御回答をいただく必要があります。

片谷委員長

これについては、この場で議論せずに、中村寛志委員は、今御発言のあった趣旨を事務局へ送っていただけますか。それを事業者さんへ伝えて、次回までに回答の資料を用意していただいて、それが非公開にすべき内容であれば、非公開で審議したいと思います。

中村寛志委員

資料 1-3 で、アオバズクの非公開資料として載せてくださったようなもので結構です。

片谷委員長

今日御発言いただいた要点を事務局へ送ってください。よろしくお願いします。 事業者さんには事務局経由で再質問の内容が送られますので、ご対応よろしくお願い します。

コンサルタント 森本 承知しました。

片谷委員長

関連する御発言はありますか。

では、次は資料1のNo.19、陸委員の御意見です。

陸委員

私の意見としては、人と自然との触れ合い活動の場(以下、人触れの場)への影響は、個々の人触れの場への影響の総合ではなくて、人触れの場の広域全体としての評価をして、影響の低減・回避を行う必要があるのではないかということです。つまり、個々の場合の対策と、諏訪広域全体への対策とは、異なる基準で判断をする必要があるのではないかという意見です。個々の場については、それぞれの場所で保全措置をとって、工事車両の運行を分散させて少なくするという対策が必要だと思いますが、地域全体への対策としては、工事箇所を集中させて、同時期に実施される工事箇所を少なくするという対策が必要になると思います。

この分散と集中のバランスをどう取っていけば、地域全体としての影響を低減できるのかというアセスが必要で、その結果を工事計画に反映させる必要があるのではないかという趣旨です。そこがまだきちんと伝わっていないような回答でしたので、改めて回答をお願いします。

片谷委員長

おそらく趣旨としては、陸委員の御指摘は、大気や騒音で出てくる集中の回避のような保全措置と発想が似ている気がします。今回の回答では、地域全体での集中の回避という観点での検討はないのかという趣旨だと思いますが、いかがでしょうか。

コンサルタント 森本 趣旨を理解したいので確認ですが、人と自然との触れ合い活動の場が 25 箇所あり、これに対して工事の影響を回避するために、迂回ルートを設けたり、工事用車両の集中を避けたりということを個別でやっていくことはお約束しているところです。

陸委員がおっしゃったのは、25 箇所それぞれではなくて、ここの地域を見たら全部が 広域的には一つの人触れの場になっていて、事業全体としての工事計画は、全体のバラ ンスをみながら、人と自然との触れ合い活動の場に配慮するべきという趣旨でよろしい でしょうか。

陸委員

少し違うような気もします。25 箇所の個々の場所への保全措置については了解しました。ただ、分散させて 25 箇所で同時に工事が行われると、25 箇所全体に一度に影響が出てしまって、結果として広域として人触れへの影響が大きくなると考えられると思います。

ですので、25 箇所のうちの最初はこの5箇所、そこが終わったらこの5箇所というように工期をずらして工事していくほうが、全体としてみれば人触れの場所を確保するということにつながると思います。

どこで集中して分散させるのかというのは工事全体の計画と絡んできますが、そういうアセスを事前にやって、それを基に工事計画を決めていく必要があると思います。そうでないと、人触れの場への影響の低減は出来ないのではないかという趣旨です。

コンサルタント 森本 個々の箇所の環境保全措置や影響の回避はできているかもしれませんが、それが集中することでプラスアルファの影響が出るので、それも含めて工事全体を考えていくべきという趣旨だと理解しました。

本事業が事業化された時には、事業者としては、効果発現のためには早く実施していきたいというところはあります。何年かけてこの事業を実施していくかもこれからの検討になりまして、工事期間や供用時期もまだ未定な中で、できる限り早く道路を造っていきたいところですが、どの箇所から着手し、どの箇所を優先して暫定的に供用していくのか、これからの検討になります。

ですので、工事計画の段階には、1箇所に集中しないようにとか、生活環境への影響について必ず検討することになりますので、同時に人と自然との触れ合い活動の場が散在するところへの影響や、当然御柱祭への影響も考えながら、極力集中しないように工事計画を立てていきたいと考えます。

陸委員

集中と分散のバランスをどう取れば、人触れの場への影響が一番少なくなるのかという観点での検討は、これからになるので今は出せないと言われればそのとおりかもしれませんが、工事を計画する際には、その点を含めて検討いただきたいと思います。

片谷委員長

森本さんの回答の中に生活環境という話が出てきましたが、当然、大気や騒音の影響を軽減するために、集中の防止は必ず保全措置として入ってきますよね。大気の場合は、近い距離で多くの重機を同時に動かさなければよいという非常に単純な話であり、それとは違う切り口が必要になりますが、大本の発想は一緒ですよね。環境影響評価の段階では、集中を防ぐ、あるいは全体の影響が低減する場合には集中させるという検討をして、施工計画に反映させるという判断をしていただけるのであれば、陸委員の御指摘には応じられるのではないかと思いますが、いかがですか。

コンサルタント 森本 工事用車両の集中などは、生活環境の観点で、学校の通学路等の安全面も含めて考えていくと準備書に記載しています。もう一つの観点として、自然や景観、人と自然との触れ合い活動の場といった地域の資源をきちんと保全するという観点も必要だという御指摘だと理解しました。そのような観点も含めて検討していきたいと思います。

片谷委員長

少なくとも、その方針の部分は評価書の中に盛り込んでいただくといいですね。

コンサルタント 森本 はい、検討します。

片谷委員長

ぜひお願いします。陸委員、そういう対応でよろしいですか。

陸委員

はい、結構です。よろしくお願いします。

片谷委員長

関連する御発言はありますでしょうか。

では、資料1のNo.20、佐々木委員の御意見です。

佐々木委員

対応していただきありがとうございました。これで結構ですが、一点だけ確認です。 準備書 4-1-127 ページの図 4.1.6.5 に埋蔵文化財包蔵地が全部載っていますが、図中で 青色に塗られていない箇所は、当然調査をするのでしょうか。つまり、この包蔵地とは、 かつて土器が出たとかで大体把握されているのですが、諏訪は非常に古い土地なので、 過去に出ていないところから新たに出てくることも当然あり得ますので、確認です。

コンサルタント 森本 おっしゃるとおりです。準備書 4-1-127 ページに示しているものは、今分かっている 周知の埋蔵文化財包蔵地です。ここの部分を改変するということであれば、文化財保護 法に従ったかたちで教育委員会と協議して、記録、保存等を行いながら措置はしていき ます。

また、今分かっていない部分にも埋蔵文化財包蔵地があるのではないかという点につ

いては、事業実施の前段階で、事業者と県の文化財・生涯学習課の方と、どの辺りが怪 しいので調査してほしいといった要望が出されますので、きちんと確認した上で、出て きた場合には文化財保護法に従って対応していくというかたちになります。

佐々木委員

何が出てくるか分からない土地なので、丁寧にお願いします。

片谷委員長

きちんと対応していただけるという回答がありましたので、よろしくお願いします。 この後は新規の意見を承る時間になりますが、資料 1、1-1、1-2、1-3 に関連すること でさらに発言がある方はいらっしゃるでしょうか。

では、いったん中断させていただきます。

(休憩)

片谷委員長

皆さまお戻りですので、審議を再開します。

それでは、追加の御意見や御質問を承ります。分野を限定せずに、御意見のある方に 順次御発言いただきます。なお、時間も限られていますので、発言は可能な限り簡潔に お願いします。

では、小澤委員、どうぞ。

小澤委員

建設副産物、廃棄物関係のことについて質問をしたいと思います。

この事業はトンネル工事が多いということで、準備書 11-15-2 ページの表 11.15.1.1 に、建設発生土が 150 万㎡、実施区域外への搬出が 129 万㎡と示されています。この搬出される土砂量は、再利用として量的にほぼまかなえる見込みがあるのか、それとも発生土置き場のような考え方が搬出計画の中にあるのかについて聞きたいです。

コンサルタント 森本 まず、発生土に対して現場内利用以外で130万㎡ほどあり、再利用は決まっているかという御質問については、基本的には我々は、公共事業は全て再利用するという方向で考えています。その方法については、準備書にも書いてあるとおり、色々なシステムを使ったりして、その他の公共事業等のその時の工事を活用しながら、利用していただきます。また、不適切な処分が行われないように、利用等の管理もきちんとやっていくということで、全て再利用ということで考えています。

小澤委員

処分としての発生土置き場のようなものは想定していないということですね。

コンサルタント 森本 そうです。2点目に御質問いただいた発生土置き場がありますかという御質問については、考えておりませんという回答です。

小澤委員

準備書 11-15-5 ページの表 11.15.1.4(1) 及び(2) に、環境保全措置の実施位置として、「実施区域及びその周辺」という記載がありますが、「その周辺」とは、どの程度の範囲まで含めた地域でしょうか。どの程度の範囲まで含めると、再利用がほぼ 100%になるのでしょうか。

コンサルタント 森本 対象事業実施区域及びその周辺のその周辺とはどの範囲まで考えているかという質問でよろしいでしょうか。

基本的には、近傍で工事が行われていれば、そこで活用することを考えています。対象事業実施区域及びその周辺という定義をしているのは、この図郭の中で行われる事業であれば、近い位置で持っていけるだろうということを考えているということです。

再利用の施設等もそうですが、図郭の中にあるような施設に持っていって再利用して もらうことを考えています。 小澤委員

図郭というのは実施区域の範囲ということでしょうか。

コンサルタント 森本 図郭とは、準備書の中に載せている5万分の1の図面のことで、この図面の範囲にどのような処分場施設があるのか等は把握しています。処理能力も把握していますし、排出する建設発生土以外の廃棄物等の量は、周辺にある施設で処理できるというところまで確認していますので、この図郭の中の施設や工事間でやっていきたいと考えています。

小澤委員

再資源化施設についても、ある程度の範囲の区域内で想定されているとおっしゃられていたので、具体的な施設名ということではないですが、そういった情報を整理して、図書の中に含めるのはどうでしょうか。そうすれば、処理能力も推測できます。

コンサルタント 森本 工事の時期にならないと、どこの施設に持っていくかやどの工事で活用するかは決定できませんので、方針として、周辺の施設や工事間で流用していきたいという方向性を 御説明しました。

周辺の処理施設がどの程度あるか、そこでまかなえるのではないかと発言をしましたが、これにつきましては、準備書 4-2-136 ページから 4-2-139 ページに中間処理業者、最終処分場等の位置とその能力を整理してあります。このような施設がこの地域に存在することは把握した中で、現実的に再利用可能であると判断をしていると御理解ください。

片谷委員長

準備書 4-2-136 ページから 4-2-139 ページには具体的に企業名まで載っていますね。

小澤委員

資料としてできているということで承知しました。

加えて、トンネル工事で、自然由来の重金属等が出てきた場合にどのような対処をするという想定はお持ちでしょうか。

コンサルタント 森本 準備書 3-29 ページにおいて、工事計画の段階で我々はこういう環境配慮を行うということをお約束しています。準備書 3-29 ページの中段辺りに、「トンネル掘削に伴う建設発生土については」という部分がありますが、有害物質等の含有はきちんと調査をして把握をして、もし対応が必要であれば、マニュアルや土壌汚染対策法に従ったかたちできちんと適切に対応するということを記載し、お約束をしています。

小澤委員

そうしますと、準備書 3-29 ページでは、仮置きをする場所についての記述がありますが、その想定もあるということでしょうか。

コンサルタント 森本 準備書で記載しているのは、トンネルを掘削して、事業地内で一時的に仮置きをしようとしていて、事業地内で仮置きをする場所については、周辺住民の情報を聞いて調整しながらやっていくということを書いています。別途仮置きをするということではありません。

小澤委員

特別な場所を造るということではないということですね。

コンサルタント 森本 そのとおりです。

小澤委員

分かりました。

最後にもう1点、再利用の促進を図るということで、準備書 11-15-3 ページの表 11.15.1.2 に、建設リサイクル推進計画の目標値が書かれています。実績はこれでいい と思いますが、目標値が平成30年度のものです。事業の先のことを考えると、目標値は

これが最新の数字なのでしょうか。

コンサルタント 森本 目標値は、一番最新の情報が平成30年度のものであり、その後の更新がされていませんので、便宜的に平成30年度の目標を載せています。今後、事業実施段階でさらに工事計画を立てていく中では、新しい目標値が出ていると思いますので、それに基づきながらまた考えていくことになるとは思います。

小澤委員

では、これからまた評価書等の作成の間に新しい目標値が出てくれば、更新していくということでよろしいでしょうか。

コンサルタント 森本

そのとおりです。

小澤委員

分かりました。

片谷委員長

他の御意見、御質問を承ります。

では、私から発言します。

評価結果の記述に関する指摘です。例えば、要約書 11-2 ページ 表 11.1(1)に大気質 の総合的な評価があります。他の予測評価項目も同じですが、評価結果は、基本的に環境基準との整合が主になっています。また、これは決まり文句みたいなものですが、「事業者の実行可能な範囲内で」という記述があります。

環境影響評価の趣旨は、事業者も十分理解されていると思いますが、環境を悪化させないために最大限努力するということが基本になります。要は、環境基準以下や、事業者の実行可能な範囲という表現はもちろん記載して実施してもらうとして、そこに記載のないことに関しても、環境を最大限保全する努力をしつつ事業を進めるという姿勢をどこかで見せておいてほしいということです。

全体の評価部分への記載でいいかと思いますし、記載する場所はこちらが決めることではありませんが、それはご検討いただけますか。

コンサルタント 森本 委員長がおっしゃった、今書いてあること以外にとは、準備書に環境保全措置として こういうことをやりますと書いてありますが、それ以上に、準備書に書いていないこと もやりますと書いてほしいということでしょうか。

片谷委員長

ここに記載していないこともやりますというのは無理があると理解しています。

要は、事業における基本姿勢として、環境への影響を最大限抑制するという基本方針に基づいて事業を進めるという決意表明のような話です。

例えば、準備書 12-1 ページ8行目「できる限り回避又は低減が図られています」、11 行目「適切な措置を講ずることとします」とあり、ここまでは、前章までの記載に基づく結論です。その後、16 行目「詳細な計画検討にあたっては、…適切に把握するものとします」、20 行目「必要に応じて環境保全措置を講じることとしていますが、現段階で予測し得なかった」とあり、これらもどこの図書にも書いてあることです。

しかし、全体を通して、環境影響は常に最小化する方針で事業を進めるんだということを記載していただくと、住民の方々や注目されている方々の安心につながるという趣旨ですが、いかがでしょうか。

この場で即答してくださいというのは無理があると思います。事業者さんと都市計画 決定権者さんの施政方針演説のような話になります。

この事業は積極的にそういう姿勢は見せていただいていますので、その点は高く評価 しているのですが、ぜひ図書の中にも宣言をしていただけるといいという趣旨です。

どこまで盛り込めるかは、こちらで指示する話ではありませんので、持ち帰って御検 討いただきたいと思います。 事業者 中村 承知しました。持ち帰り検討したいと思います。

片谷委員長

私は今の意見のみです。他の委員の皆様からはいかがですか。高木委員どうぞ。

高木委員

先ほどの富樫委員の発生土に関する御質問で、トンネルを掘って発生土が生じてもその場で処理していくという回答でした。この準備書には、発生土を発生土置き場まで運搬するトラックが何台で、それに伴う騒音がどの程度で、という話がありませんが、それは発生現場で処理するからという理解でよろしいでしょうか。

片谷委員長

事業者さん、お願いします。

コンサルタント 森本 準備書 3-19 ページの図 3.2.10 は、現段階で考えられる工事用車両の運行ルートです。先ほど申しましたとおり、発生土やコンクリート、アスファルトが出たときに再資源化施設等に持っていくルートです。基本的には、生活道路ではない大きな道路を通行しながら持っていくことを考えています。

日最大交通量を書いていますが、この交通量の算出にあたっては、高木委員からの御指摘のとおり、トンネル内の掘削土を一度坑口付近で仮置きして、毎日そこから搬出するということで、事業計画を立てています。搬出量も基本的には決まっていると言いますか、莫大には持っていけませんので、搬出量を限定して、例えば行って帰って840台の5トントラックが最大で通る可能性があるというところです。

高木委員

ということは、準備書 3-19 ページの図 3.2.10 に記載の 1 日最大延べ工事用車両台数は、発生土の運搬車両や、工事用機械やコンクリート搬入車等をすべて含めての台数ということですね。

そのうえで、騒音をシミュレーションすると、それほど問題はないということでよいでしょうか。

コンサルタント 森本 そのとおりです。

高木委員

分かりました。

片谷委員長

小澤委員、どうぞ。

小澤委員

発生土に関して、再度確認ですが、土砂の移動が、準備書 3-19 ページにある図 3.2.10 の範囲で収まるという想定をしているということでしょうか。

コンサルタント 森本 図面の範囲に他にどのような公共事業があるのかはまだ決定していませんので、決められないところでもありますが、目安として、この図面の範囲内にある施設等で処理をしていきたいという考え方だと御理解ください。

小澤委員

以前の別の事業では、中間処理施設の数が少ないということもあり、ある程度広い区域を土砂を移動させる想定をしていたかと思いますが、この事業については、キャパシティ的に近辺でまかなえる見込みがあるということでしょうか。

コンサルタント 森本 キャパシティ的に、現状の施設等に持っていって再利用するのであれば、図面の範囲内でまかなえると思っています。ただ、公共事業がもう少し遠くにあって、そこで使った方が有効だということであれば、その都度考えていきたいと思いますが、基本的には

再利用することが前提で、工事間で流用できるものがあるかをまず確認して、流用できないのであればきちんと再資源化施設に持っていって再利用していくということになります。

小澤委員

分かりました。ありがとうございました。

片谷委員長

当然、発生土を処分場に放り込むという話にはならないでしょうが、最大限再利用していただくということになりますので、そこは他の道路事業でも多くの事例があることで、国交省の関係の皆様は十分ノウハウはお持ちでしょうから、しっかりやっていただけるものと思っています。

先ほど私が発言したときに申し上げ忘れたことがありました。環境基準に合致しているというのはいいのですが、大気の予測値の中に、寄与率が何十%もある地点がいくつかありますね。これだけは、基準を超えていませんが、減らす努力はするという意思表示はぜひしておいていただきたいです。現況を悪化させないというのも、アセスの重要な評価基準の一つですので、寄与率の大きいところは極力抑制に努めるということは少し触れておいていただけるといいかと思います。先ほどの総論的な話の一部のような話です。結局、寄与率の高い地点は交通の集中だと思いますので、それを出来るだけ回避するという趣旨の記載が盛り込まれていれば問題ないかと思います。

他に何か御発言はありますか。

では、今日の時点での御発言はないようですし、時間も予定の時間になってまいりました。

追加の御質問、御意見等がありましたら、1週間後の6月18日までに事務局へお寄せくださいますようお願いします。段々後ろが詰まってきますから、追加の意見等につきましては、早く審議に反映させたいという点で、早めに事務局に提出するよう御協力ください。

全体を通じて御発言があれば承りますが、いかがでしょうか。

では、この案件に関する本日の審議はここまでとさせていただきます。

議事(2)その他として事務局で用意しているものはありますか。

事務局 中島 特にございません。

片谷委員長

では、次回の予定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 中島 今後の審議予定ですが、次回の技術委員会は、7月15日(木)に県庁で開催したいと 存じます。

開催の内容等が決まり次第御連絡しますので、御多用のところ恐縮ですが、御対応を お願い申し上げます。

なお、本日審議いただきましたこの事業について、追加して御意見等がございましたら、6月18日(金)を目途に事務局までお寄せいただければ取りまとめて事業者へ伝えますので、御協力をお願いいたします。

以上です。

片谷委員長

何か御質問等はありますか。

事業者の皆様方、本日はたくさん意見が出まして、事後回答をお持ち帰りいただくか たちになりましたが、鋭意御対応をお願いします。

では、特に御発言がないようですので、事務局へお返しします。

事務局

本日の技術委員会はこれで終了します。

伊東

ありがとうございました。